

第7回中央区地域福祉計画策定委員会

次 第

日時：平成17年8月23日（火）

午後6時30分から

場所：中央区役所4階会議室

本日の議題

1 基本目標について

(1) これまでの経緯等

本年1月以来、フォーラム委員長会議などで意見交換してきましたが、5月の策定委員会において、正・副委員長と事務局が案を絞り込んで、今回の策定委員会に提示し、基本目標を決定したいと考えています。

(2) 基本目標（案）・・・・・・資料1のとおり

2 基本方針について

(1) これまでの経緯等

5月の策定委員会で、基本方針の文言表現に重複があり、見直しを図る必要があるのではないかと、この意見があったことから、各分科会で、基本方針の骨格はかえずに文言の整理を行うことが示されました。

(2) A分科会からの修正（案）・・資料2のとおり

3 各分科会の検討結果について

(1) これまでの経緯

5月の策定委員会で、一度中間報告してもらいましたが、最終的な検討結果を各分科会の代表から報告してもらいます。

(2) 分科会の検討資料・・・・・・資料3のとおり

4 その他

今後のスケジュール・・・・・・資料4のとおり

中央区の基本目標の検討

基本目標を定めるにあたっては、

俳句のようなリズム感があること。

短い文節で構成されていること。

何よりも一目で、訴える内容が読み取れること。

基本目標をどう位置づけるのか？

中央区のあるべき姿、理想を示すのか？それとも、みんなでやりましょう！
というスローガンにするのか？ということなるが、

この地域福祉計画では、地域住民が何を目指して、個々に責任と役割をもち活動するのかを明確にしておく必要があるので、前段の「あるべき姿、理想」を基本目標として掲げることが良いのではないかと考える。

このような基準で、これまで示された 10 案について検討を加えると、
次の案 1～案 3 までに絞られる。

- (案 1) みんなで支え合う安心して暮らせる中央区
- (案 2) みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区
- (案 3) みんなが主役、支え合い安心して暮らせる中央区

1 これまでの経緯

- (1) 1月の地区フォーラムにおける意見交換の結果を踏まえ、2月7日と2月23日にフォーラム委員長会議を開催し、3つの基本目標素案を作成したが、これ以外にもいい案があるかもしれないので、策定委員の意見を聞くことになった。
- (2) 3月19日の策定委員会で、意見交換を行ったが結論には至らず、下の案2をベースにして地区フォーラムで詰めていくことになった。
- (3) なお、地区フォーラムでは、委員長からあらたに提案された3つの案を加えて次の6つの案をもって、意見交換が行われた。

案1 心がかよいあう安心して暮せる中央区をみんなでつくろう

案2 支え合い、安心して暮せる中央区をみんなでつくろう

案3 支えあってみんなでつくる、安心して暮せる中央区

案4 みんなが主役、心のかよう安心の中央区

案5 みんなで支え合う安心して暮せる中央区

案6 みんなで支え合う心のかよう安心の中央区

2 各地区フォーラムからの意見

- (1) 西千葉地区 / ちば中央地区合同フォーラム (4月23日)
フォーラムとして意見集約に至らなかった。

< 委員個人から出た代案 >

A案 支え合い心のかよう安心して暮らせる中央区をみんなでつくろう

B案 安心して暮らせる中央区を支え合いみんなでつくろう

C案 みんなでつくろう支え合い安心して暮らせる中央区

< 委員個人からの意見 >

- ・ 案1の「心がかよいあい」という言葉はとても慎重に扱うべき言葉であり、気になる。
- ・ これらの案は2つに大別できる。ひとつは、「中央区の将来のあるべき姿、理想」を示したもの。もうひとつは、「みんなでやりましょう」という呼びかけ的なものだ。
どちらに重きを置くかの選択でしょう。語呂から言えば、体言止めのほうがより安定感がある。だから、案5がいい。
案4は、「みんなが主役」というと、ほかに脇役や裏方がいることになるので、好ましくない。

- (2) 星久喜地区フォーラム (4月24日)
フォーラムとして意見集約に至らなかったが、耳とおりがよいという理由から、案5を推す意見が多かった。

< 委員個人からの意見 >

- ・ 言葉は短くまとめたほうが市民の理解を得やすい。案5を支持する。
- ・ 体言止めより、動詞で終わるほうがレッツ 的でいいのではないが案2を支持する。

- (3) 蘇我地区フォーラム (4月24日)
案5と案4に意見に分かれたが、次の案が最終調整案になった。

D案 みんなが主役、支え合い安心して暮らせる中央区

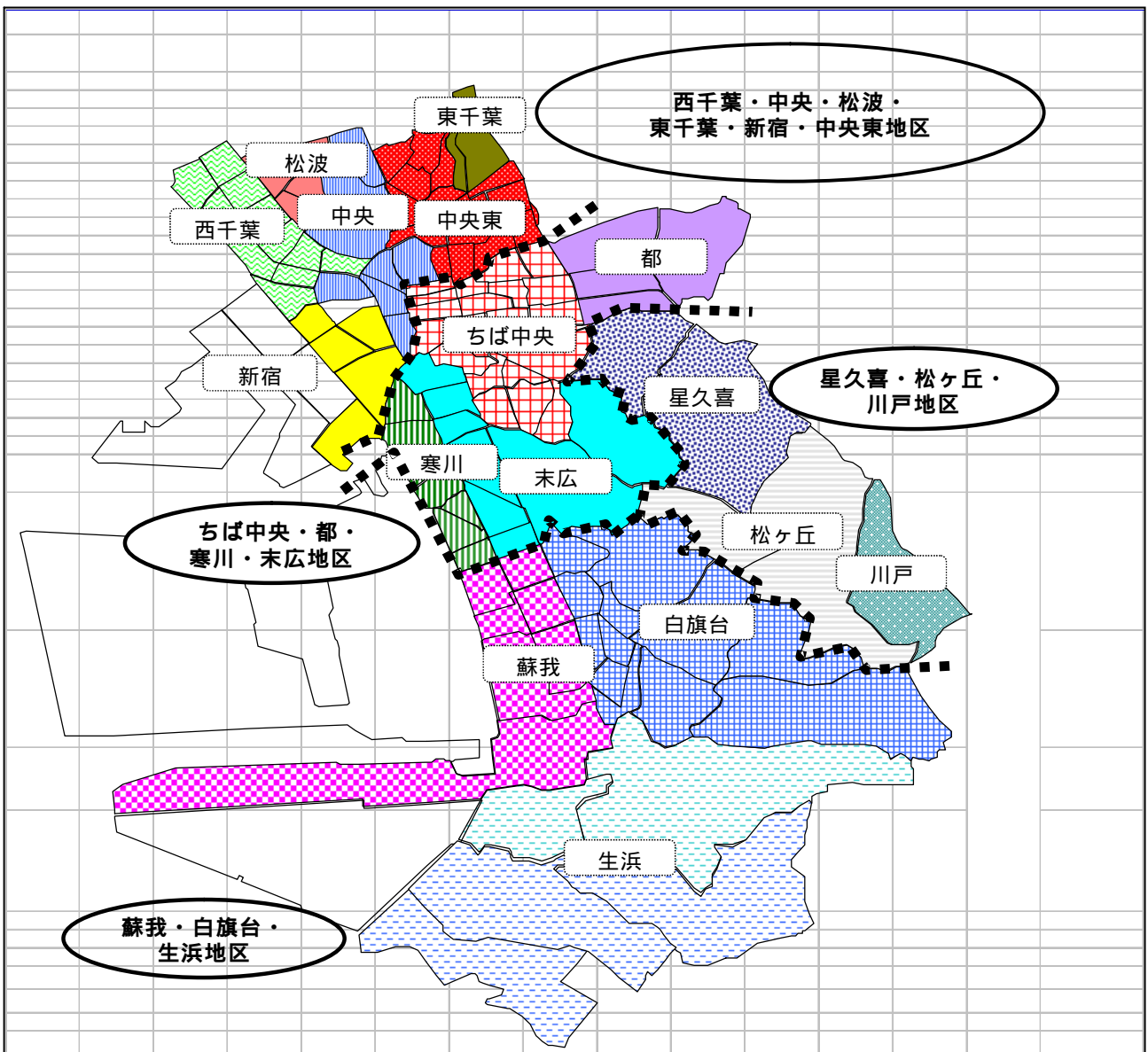
< 委員個人からの意見 >

- ・ 「みんなが主役」には、一人一人が意識を持つという自助・共助の思いがこめられている。
- ・ D案をフォーラムの意見として策定委員会に諮ってみてほしい。

中央区

地域福祉計画 (暫定版)

これまでの検討状況



平成17年3月19日(土)

第4回中央区策定委員会

3 地域における身近な生活課題

居場所、交流、近隣関係の希薄化

(高齢者)

高齢者が日常的に茶飲み話ができる場所がほしい

高齢者が気軽に集まれる場所がない。公民館は申し込みしないと利用できない

高齢者が気軽に立ち寄り、仲間づくりができる場所がない。

独居老人は近所との付き合いが少なく、精神的ケアが必要

独居老人は近所との付き合いが少なく、老人会加入を勧めても入らないし何かの時どうするか心配

引きこもりがちな老人が多く様子を見に行くと結構おしゃべりができるが会合に誘うと出たがらない

高齢者が地域の行事に参加することが少なくなり、人と接することがなくなり、地域での交流が希薄になってしまう

高齢者が他の地域からマンションに越してきて、近所に話す人がいないと、ストレスがたまる

外出が億劫で家に引きこもる老人がいる

集合住宅に居住している高齢者の実態が把握しづらいため近所であっても面識がない

(子ども、育児中の親)

子ども(障害児を含む)の安全な遊び場、特に屋内施設が地域に不足している

子ども達の安全な遊び場が少なく外で遊ぶ姿が見えない

子ども同士で安全に気軽に遊べる施設や場所が近くにほしい

児童の放課後の居場所として身近で親としても安心できるような場所が不足

子どもが道路上で遊んでいる。遊び場が不足している

学童ルームの活動スペースが狭いため、室内で遊ぶことが多い

子どもルームは6時までなので、保護者が帰宅するまでの時間帯が心配。8時ぐらいまで預かってほしい

子どもルームのない小学校がある。仕事を持つ母親が多いため学童保育のある学校へ流出する子どもも多い。夕方遅くまで子どもだけで家にいる子ども多い

片親だったり共働きであったり、寂しい思いをしている子どもの居場所がほしい

短時間の託児の場(一時保育)が近くにない

公民館、児童館がない地区がある

児童の遊び場は十分な広さはあるが遊具の種類が少なく子どもが帰ることがある。トイレが全然なく困っている

児童が集まる行事が年1回しかないのので地域への愛着がわからない

子ども会の人数が少ないため、みこしの担ぎ手がなかったり、異年齢の子ども達の交流ができない

公園や外で遊ぶ場所があるのに学校から帰った児童がゲーム等で家に閉じこもる

塾通いや宿題に追われて休日も元気に友達と外で遊ぶ子供が少ない

子どもの一時預かりや迎えなどの子育て支援策は不足しているが、古き良き地域の共同体といった困ったときに近所で気軽に助け合えるような関係がなくなってしまったことが大きな問題

子どもいじめや家庭内暴力の横行を防ぐために父母を含めた育児教育の場として育児サークルが必要

育児に孤立感や不安を抱く母親にとって、同じ悩みを抱える親が母子で集まれる場がほしい

虐待や不登校現象の原因の一つが親としての資質に欠ける点にある。

(障害児(者))

知的障害児の放課後・休日に遊べる場が少ない

障害児を預かってくれる保育園や幼稚園が少ない

障害者が参加できる地域でのイベントが少ない

養護学校へ通う障害児と地域の友達との日常的に出会える機会が必要

障害者に対しての偏見や誤解を解くために健全者と障害者との交流が必要

聴覚障害者が公民館など地域の講演会に参加しようとしても手話通訳がつかないので参加できない

せっかく障害者の人が参加できる公共施設での催しであっても、会場の構造・主催者のサービスに問題があり参加できない場合がある

障害者の施設を高齢者・児童・ボランティアなど積極的に利用してほしい

障害者のワークホームを広く高齢者や児童にも開放してほしい

町内会に入っても得がない、回覧の内容は味がない、回覧するのが面倒、町内には世話にならない、困っていない等隣近所とのつきあいを拒否し町内会を脱退する人が増えている

回覧板が遅れてきたり、来なかったり、信頼性がなく、内容的にもつまらない

公共施設は家庭調理実習用に作られていて大量炊事のためではないので、ふれあい食事サービスのための大規模な施設がほしい

児童と老人と障害者とのふれあいの場や思いやりの心を育てる場が少ない

老人と子どもとの交流の場として小学校の空き教室を開放して欲しい

行ってみたい、やってみたい魅力的な地域交流の機会がない

地域住民全体のコミュニティが不足している

社会参加 活動の場 就労

(高齢者)

高齢者の地域参加、社会参加が少なく、閉じこもりがちな高齢者が多い

高齢者といえど元気なうちは働いて社会と関わりを持っていたいと誰しもが願っている

独居高齢者が閉じこもりがちで友達づくりに苦慮している

年金暮らしの高齢者にとって内職としての適当な仕事が見つからない

高齢者層の平素の健康管理上の指導者、健康相談士が必要

(子育て中の親)

公民館主催の講座を受講したくても託児施設がない

ネグレクト(育児放棄)・虐待にみられるように子どもを育てる能力に問題がある親がいる。不適切な養育環境にいる親や子にどう関わったらよいのか。子育てを教えてくれる人が周囲にいない。

(障害児(者))

養護学校高等部を卒業した生徒が安心して活動できる通所授産や通所更正が足りない

障害者の就労の場が特に近場にほしい

障害者の活動の場として公民館やコミュニティセンターを障害者向けに解放できないか

精神障害者の社会復帰施設が質・量ともに少なく、行き場が乏しい

障害者が安定して働ける場所が少なく障害年金や作業所での僅かな手当で生活せざるを得ない

障害者をいづれ社会復帰させるにも、障害児に対して検査や相談など継続的にきちんと療育を受けさせたい

軽度障害者・軽度知的障害者の就労及び生活支援がまだ充実していない

障害者の行き場所として作業所は定員でいっぱいであったり、入所してもみんなと馴染めず困っている人がいる

人材

高齢者の知恵や労力を活用し、奉仕活動や制作活動に役立てたい

外出を躊躇している高齢者を外に出してウォーキングの指導などをしてほしい

個々のボランティア活動者の自己啓発・知識・情報収集など充実した育成体制が必要

児童の登下校時に道を渡る基本を指導してほしい

託児ボランティアがより安心して利用できるように教育・訓練する場を増やしてほしい

ボランティア活動に関わりたいたいという希望を持つ人は多いので、その募集・育成を十分にすべき

障害者のためのボランティアをもっと育成してほしい

高齢者のグループホームについて、基本となる福祉の理念が徹底されていない

他薦ホームヘルパーの資格・能力・年齢・性別・人間性に差があるため思うようなサービスが受けられないことがある

個人情報の扱い方が複数の人に流れていたり、感情が派遣状況に反映していることがあり事業所のコーディネーターの質を向上させたい。

介護ヘルパーが手話ができないとか障害者に対する理解が十分でないため困ることがある

複数のヘルパーさんからサービスを受けている場合に利用状況表は1枚のため、全ての人に見られてしまうことで、利用しづらくなることもある。もっと気を遣ってほしい。

性差医療の場が不足している。女性が女性医師による安心できる医療の場を求めてもその受け皿がまだ限られている

特殊学級に通っていながらもその障害を理解されずに二次障害をおう自閉症児は少なくない。保護者はもっと障害に応じた支援と教育を望むものであり特別支援教育への移行も含め障害児教育を充実してもらいたい

身近な生活支援

(高齢者)

独居老人が買い物や病院通いなどの日常生活で困っている

足腰の弱っている独居老人のゴミ出しが大変

高齢者が買い物に行くのに坂道が多く、遠いので苦労している

一人暮らしには、市指定のゴミ袋が大きすぎる

向こう三軒両隣の関係が希薄なため独居老人が寂しい思いをしている

独居老人がアルコール依存症で大声を出したり火の不始末をおこしたり近所迷惑

高齢者が安心して生活できるケア施設が近隣に不足している

家の中で孤独な状態の老人が増えている

独居老人が生活上の不安が高まっているので老人の集まりや常時世話体制の仕組みが必要

高齢者が単身で親戚・知人もなく老後が心配

引きこもりの人達の発見・相談・自立支援の必要あり

高齢者の移送・移動手段として乗り合いバスのような地域独自の低価格な仕組みが作れないか

病院への送迎運転ができない家族にとって、特に雨の日は困難

病身の高齢者がヘルパーがいない時間、日常生活が不便

老人への日常生活の援助活動として、民生委員はどのような行動をしたらよいのか

普段、高齢者と接することが少ないので、日常生活の手助けをどうしたらよいかわからない

介護制度をどう利用したらいいかわからない老人が多いため、支援必要

介護予防の推進を広げたい。家の中に閉じこもることが原因で介護へ陥ることが多いので、その前に地域で何か支え合いができないか

介護保険対象直前の高齢者では生活上困っている人の比率が高いが、この層に対する制度としての支援がほとんどない。身近な人々による支援も進まない状況である。

独居老人が不慮の事故やケガ、病気になった時の連絡方法、相談先や生活支援をしてくれる人がいない

入浴介護などの在宅介護をする上で、家の中の段差解消をしなければならず経済的不安がある

土地はあるが現金がない高齢者や障害者にどんなアドバイスがしたらよいのか

公園等を転々として昼間から酒を飲んでる高齢者がいるので、何らかの支援策はないか

事業に失敗してホームレスになった人の生活を守るためにはどうしたらよいのか

(育児中の親と子)

保育所が不足していることから保育所にすぐ入れないため生活が安定しない

親が夜遅くまで働き、子どもだけの時間が長くなり、児童の規則正しい生活が確保されていない

核家族・マンション住まいが増え、育児の伝承がされていないため、子どもに対して間違った見方や対応をしていても気がつかない

延長保育時間が短く、働く女性にとって不便である

雨の日のファミリーサポートの送迎で車が使えない時の手段が困る

夜型の子どもが増えており、立ってられない、すぐ座りたがるような体力がない子が多い

結婚しない人や子どもを作らない人やできない人が増加するなど少子化対策がなかなか進まない

保育所で延長保育を推進するなど子どもを預ける施策が進むこの世の中で、子どもにとってこれが本当に有効なのか

不登校になった児童の引きこもりが長期化し、そのまま成人になってしまう

介護や子育てが当然女性の役割とされることが多く、自責感を感じることで外部にサポートを求めづらくなる

小児が急な病気になったとき預かってくれる所がない

生活保護ではない要保護者に対する行政の保護が十分でないので何らかの策はないか

子どもはちょっとしたことで怪我や病気になり仕事にも支障がでて医療費増と所得減にさらされて家計への影響が大きい

子育てをする親の中でも特に専業主婦は一日中子どもに関わっていることから抱える悩みは大きい

(障害児(者))

軽度の障害を持つ人が買い物したり散歩したいと思っても介添えがないと出来ない

マンションに段差があって、車イス生活者が外出しづらい

グループホームや生活ホームの数が限られているので、障害者が自立した生活を送れるよう支援必要

知的障害者の親なき後、福祉サービスを利用するための契約行為の手助けが必要

青葉病院に通訳保障がないので受診が不安。緊急時には手話派遣では間に合わない

障害者の医療費助成が償還払いになっているので、一時的な立替金が負担になっている

精神障害者をケアする家族は患者への対応で家族生活に制約があるとともに高齢化問題と将来の不安を抱えている

精神病を患っている人に対する具体的な対応策が少ない

在宅障害者は地域との交流がなく、緊急時に支えてくれる身近な人がいないし、利用可能なサービスが知られていない災害時等で障害者や独居老人がスムーズに避難できるか

災害時に聴覚障害者には地域の情報がなかなか伝わらないし逃げ遅れたり避難場所でもコミュニケーションがとれず孤立してしまう心配がある

障害者が地震などの災害時に避難場所まで行けるか心配

DV被害者など特殊事情者は住民登録していないので災害対策がなく、万が一の時に取り残される

DV被害者がサポートを求める時シェルターが少ないし、その後の自立支援も非常に限られている

相談、情報、ネットワーク化

介護申請など自分で申請ができない人のために親身に相談にのってくれる人がほしい

年金受給、定期的健康診断、手帳の判定など行政からの通知文書が難しく理解に苦しむ

医療費自己負担額の控除申請の方法が非常に難しいため手続きできないことすらある

子育てに不安を感じる親が多く身近な相談者が必要

自閉症の子ども相談施設が不足している

おむつ給付やシルバーカー等の助成制度が高齢者などに周知されていないため十分に活用できない

ボランティアセンターに登録しているボランティアの状況や手配状況がわかりにくく、ニーズに合ったボランティアの利用ができない

障害者同士のコミュニケーションを深めるため障害者相談員制度はあるが個人情報保護の観点から地域の障害者名簿を閲覧できず地域の障害者を把握することができなくなっている

託児ボランティアの活動がよくわからない。広報不足

児童・生徒の健全育成の観点から、学校問題に携わる機関や立場の人達が個別に動くのではなく有機的なネットワークを形成すべきである

学級担任と家庭の間でのトラブルをなくし、そのズレを埋めるためには、専門組織の必要性を含め、それぞれの間ネットワークが必要である

福祉施設をもっと有効利用してもらいたいので、施設スタッフと地域住民・関係団体を有機的にネットワーク化する必要がある

心のバリアフリー、福祉教育

障害者に対する偏見や差別があることから、病気を隠す人も多い

障害者用駐車場を一般の人が使っていることがあり駐車できないことがある

要支援者の社会参加を実現させるためには、まずは支援する個々人の心のバリアフリーを達成させなければならない

住民の日常的な福祉感が養われておらず、社会福祉への理解と関心が低い

障害者に対して何かしたいと思っても障害者のことを知らないと何ができるかわからない

自閉症児者が公共の場で不適切な行動をとることが多くあるが、決して本人のわがままや育て方のせいではないということをもっと知ってほしい

障害者やその家族の大変さを日常見かけるが自分がどのように関わればよいのかわからない

外見上障害者と判断できない場合、日常生活で困ることがある。人々の障害についての知識の狭さが問題である。

歩きタバコの禁止。社会生活のマナーが身についていない人が多い。昔からの道徳観念が軽視されている。

歩きタバコの禁止（混雑の中やエレベータでやけどをしてしまうから）

早朝からの犬がほえる声、大きい声での会話で睡眠不足になる

芝生や砂場のフンの始末をしない。社会生活のマナーが身についていない人が多い。

安全、バリアフリー

モノレール、JR、京成に囲まれている地域の足の便が悪い

保育所などの育児施設が電車に乗って遠くまで行かないとない

高齢者や障害者が退院・外出時の交通手段に困っている。タクシー利用は金銭的限度がある

交通便利な町の中心地に福祉施設が欲しい

エレベータのない駅があり車イスが利用しづらい

いきいきプラザまでの交通の便が悪い

町なかに老人ホームが不足している

モノレールの無人駅で切符を買い間違えたとき、マイクしかないので聴覚障害者の情報保障がない

障害者割引切符と子ども用切符の区別がないので文句を言われたことがあった

敬老祝い金のバス・モノレール券に、タクシー割引券も加えて欲しい

児童の登下校時の交通安全や防犯などに不安がある

交番に巡査が不在の時、小中学生の自転車が盗難に合うことが多い

小学校学校低学年の単独下校が気になる

地域が子どもたちの安全な生活の場でなくなり、不審なつきまとい等もあり、親にとって不安

児童は危険回避や自己防衛についての知識が乏しいため、不審者に対して無防備である

児童の通学の安全を確保するため、地域住民は防犯ブザーの音色をもっと知ってほしい

こそ泥、ひったくり、路上犯罪等の問題で生活が不安。地域住民による自警団の編成や警察との連携強化などが必要

ホームレスが増え、女性や若年層もよくみかける

地域の人安心して生活できる地域になってほしい

高齢による視覚障害者がシルバーカーを道路の真ん中へと押ししまい、その後ろに車列ができてしまう

駅周辺の歩道に自転車やバイクが乱立、店の看板が多く点在し、車イスや白杖を持つ人が安全に通行できない

最寄りの駅から公共機関へ移動するのに歩道や点字誘導ブロック、音声チャイム、スロープがなく危険なところがある

変質者等の問題も多く子どもが安心して通学や遊んだり出来なくなっている

歩道と車道の区別のない道路の場合、高齢者はU字溝の上を歩き、杖が間に挟まり危険

歩道と横断歩道の接点の縁石は車イスや歩行の不自由な人々には危険

道路の段差やデコボコで、思うように車イスが押せない

歩道の段差がベビーカーや車イスにとって不便

歩道と車道の区別のない道路の場合、ゴミ袋やネットが場所をとって乳母車が危険

歩道と車道の区別のない道路の場合、お母さんが子どもの手を引いて歩き外側へはみ出し危険

歩道やガードレールがなく子どもが歩くのに危険

歩道が狭く自転車や車イスの通行が危険

視覚障害者、車イスの方が歩道に放置自転車や看板に邪魔されて安心して外出が出来ない

自転車利用者にとって安全な道が少ない。自転車は車道を走ることになっているが守られていない。自転車による事故が多い

車が多いためか歩道を歩いていて自転車が来るとよけるのに難儀

公園で遊びその勢いで車道へ飛び出す子どもがいる

オートバイ進入禁止のための鎖やポールがなくて危険

新しくできた公園も道路に面しているのに柵がなかったり、段差がかなりあったり危険

ゴミをまとめて出したいでも収集場所が近くにないし、公園には犬のフンが散らばっている

ゴミステーションに車で来る人がいて交通渋滞を招いている

子どもの自転車の乗り方が危険、車の通行量や歩行者に関係なくスピードを出し過ぎるなど

車イス用トイレは普及してきたが、車イスのまま入れるだけでありトイレが使いづらい

計画素案づくりの体制

<地区フォーラム>

H16. 4月から 8回開催

生活課題を抽出し、
キーワード・対象者
ごとに整理

解決策の検討

12月のフォーラム
において

<策定委員会>

3回開催

全体構成の
検討

(フォーラム委員長) 4回開催

基本方針
(素案)作成

意見・調整

基本方針
決定

12月20日中央
区策定委員会
において

(分科会)

基本方針ごと
に解決策の
詳細な検討

1月～7月

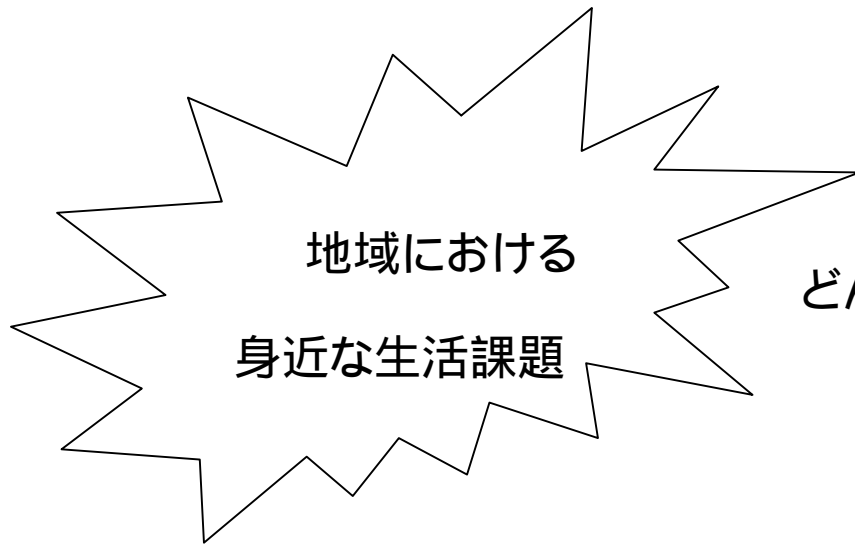
基本目標及び
計画書全体の
素案づくり

(フォーラム委員長)

意見・調整

10月

計画素案の決定



地域における
身近な生活課題

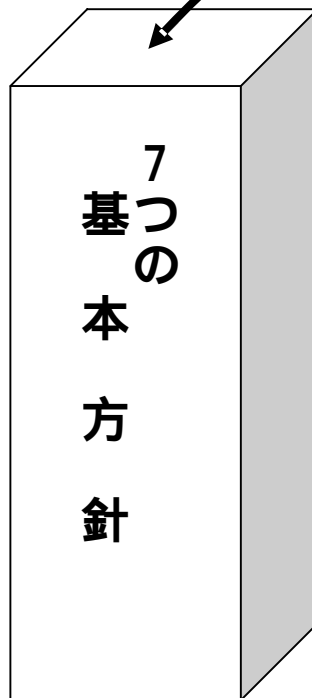
どんな課題が
あるのか！

公・民協働でできることはないか！

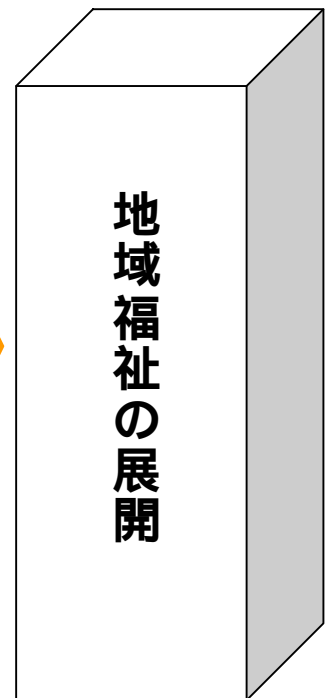
解決策を
考える！



中央区のあるべき理想像



公・民協働の福祉活動
を通じて取り組むべき
基本方針



基本方針に沿った
解決策

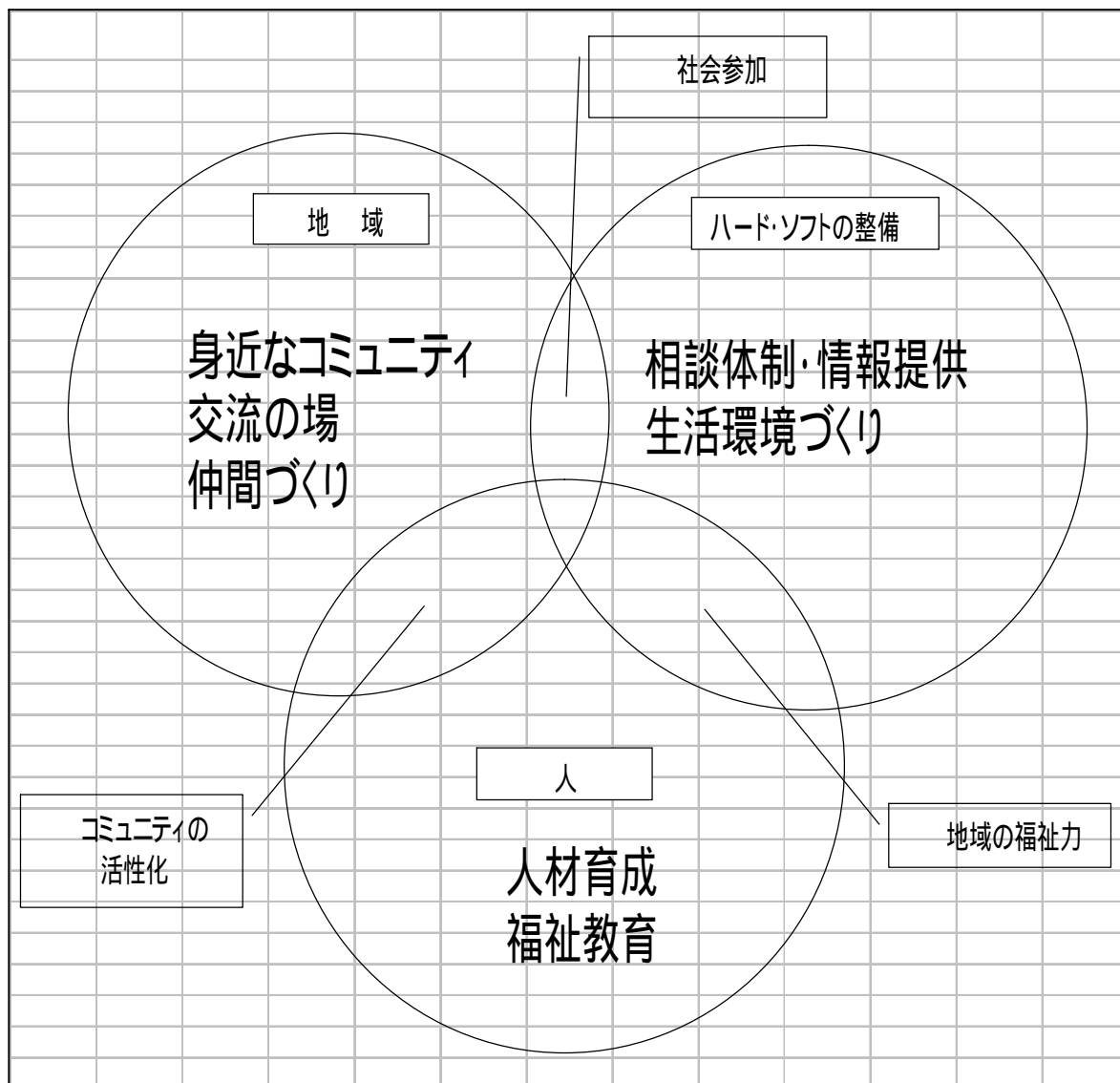
4 基本方針

- 1 身近なコミュニティづくりの推進
支援を求めている人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくって身近なコミュニティづくりを推進する
- 2 交流の場と仲間づくり
誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の輪を広げて、仲間づくりがはかれるようにする
- 3 社会参加の推進
誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活を送れるよう、地域に活動の場・就労の場を確保し、社会参加ができるようにする
- 4 人材の育成・地域の福祉力向上
誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める
- 5 相談体制、情報提供の場づくり
いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる
- 6 福祉教育の推進
人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む
- 7 人にやさしい生活環境づくり
地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める

< 変更案 >

- 1 身近なコミュニティづくりの推進
支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する
- 2 同 左
- 3 同 左
- 4 同 左
- 5 同 左
- 6 同 左
- 7 同 左

5 基本目標



社会参加 - - - みんなが主役になれる みんなでつくる みんなが参加する…
コミュニティの活性化 - - - 支え合い つながる 心がかよいいあう 心がつうじあう…
地域の福祉力 - - - みんなが 安全 安心して暮らせる…

(案1) 心がかよいいあう安心して暮せる中央区をみんなで作ろう

(案2) 支え合い、安心して暮せる中央区をみんなで作ろう

(案3) 支え合ってみんなで作る、安心して暮らせる中央区

付属資料

各分科会の検討状況（中間報告）

- A分科会・・・・・・・・・・基本方針 1 ・ 5
- B分科会・・・・・・・・・・基本方針 2
- C分科会・・・・・・・・・・基本方針 3 ・ 7
- D分科会・・・・・・・・・・基本方針 4 ・ 6

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み	
1 身近なコミュニティづくりの推進	
1	地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる(新規)
	1 地域支えあい連絡会(新規)
2	常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる
	2 地域ボランティアの拠点づくり
	3 シニアボランティアの登録制度の創設
	4 世話役さんの推薦
3	見守り体制をつくり、見守り活動を行う
	5 見守り推進協議会の設置
	6 小地域防災活動
	7 すべての子どもを地域で育てる
2 交流の場と仲間づくり	
1	高齢者の交流の場をつくる
	8 ウィークリーサロン
	9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動
2	子どもと子育て中の親
	10 地域による子ども教室
	11 クラブ活動PR運動
	12 子ども会の充実
	13 子育て家庭への戸別訪問の充実
	14 子育てサロンの充実
	15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり
3	障害者の交流の場づくり
	16 イベントを通じた地域交流の推進
	17 学校における子ども同士の交流の推進
4	世代を超えた、地域交流の場
	18 ドッキングプレイス
3 社会参加の推進	
1	高齢者の社会参加を推進する
	19 社会福祉施設でお手伝い
2	軽度の障害者の社会参加を推進する
	20 社会活動応援隊の結成
	21 ボランティアによる戸別訪問
	22 地域内イベント参加の啓発活動
3	重度の障害者の社会参加を推進する
	23 障害者の雇用の推進
	24 雇用推進の広報の充実
4	子育て中の親の社会参加を推進する
	25 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する
5	閉じこもりがちな青年の社会参加を推進する
	26 地域における若者自立支援運動
6	社会活動を推進する体制づくり
	27 お仕事斡旋センターの創設

4 人材の育成・地域の福祉力向上	
1	福祉の心を喚起・啓発する取り組み
	28 地域社会で誰でも受講できる場と機会を設定する
	29 幼児期における障害児とのふれあいづくり
	30 障害者との継続した、ふれあいづくり
	31 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり
	32 福祉のまちづくりの啓発
	33 障害者の権利擁護を考える活動
	34 建造物や公共施設のバリアフリーも町をつくる
2	幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり
	35 福祉施設と関係機関が連携できる体制づくり
	36 地域の障害者の自立支援体制をつくる
3	人材を育て、集める(育成・活用・確保)
	37 "世話役さん"の選定・任命
	38 地域ボランティアセンターの創設
	39 公共性の高い施設職員のための研修講師を養成する
	40 公共性の高い施設職員への研修強化、「介助の仕方マニュアル」作成
	41 福祉事業従事者の専門、技能強化とマンパワーの確保
	42 福祉事業者の体質改善
	43 中央区地域福祉計画推進協議会の創設
5 相談体制 情報提供の場づくり	
1	相談・情報センター構築(センターサテライト構想)
	44 中央区相談・情報センター(センター的機能)
	45 中学校区相談・情報センター
2	情報が正確に伝わる
	46 福祉マップ、福祉情報誌
	47 わかりやすい情報の集約
6 福祉教育の推進	
1	学校での取り組み
	48 小中学生と障害者の交流の機会
2	家庭での取り組み
	49 教育ハンドブックの配布
3	地域での取り組み
	50 社会福祉施設におけるボランティア活動
7 人にやさしい生活環境づくり	
1	防犯・防災体制づくり
	51 学校安全ボランティア活動の推進
	52 防犯安全運動の推進
	53 地域防犯パトロール
	54 町内自衛防災活動
2	高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備
	55 環境バリア改善総点検

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み								優先順位	
1 身近なコミュニティづくりの推進								step1	step2
1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる(新規)								step1	step2
事業名	目的	事業内容	活動の範囲、拠点・場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	step1	step2	
1 地域支えあい連絡会 (新規)	地域を支える様々な組織、人が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に的確に届くようにする。	地域福祉を担う組織、人が横断的なネットワークを構築する。 それぞれの活動や支援情報を必要に応じて共有するとともに、支援を必要とする人に、地域が連携を図り、総合的なサービスが提供できるよう、連絡調整を図る。	中学校区単位	定期的な連絡会は開催するが、固定した会議にせず、ケースにより課題解決のための構成員が集まる、「プラットフォーム方式」とする。	町内自治会会、社協地区部会、社会福祉法人・施設、在宅介護支援者、区社協、保健福祉センター、NPO、このほか地域で福祉活動を行っている団体(者)	社協区事務所に事務局を置き、調整機能が果せるよう、協議を進める。			
2 常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる								step1	step2
事業名	目的	事業内容	活動の範囲	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	step1	step2	
町内ボランティアセンターの創設 2 地域ボランティアの拠点づくり (組替えと名称変更) (66ページ)	「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。	人材バンクを中学校区単位に設ける。担い手の登録は、地域でアンケート(自薦・他薦で、人物を紹介する)を随時実施し、その情報を人材バンクに登録・活用する。	中学校区単位 <u>将来的には町内会に置く。</u> 地域の公共施設(自治会館、集会所、公民館など)を地域の実情に応じてボランティアセンターとして位置づける。		活動ボランティアとして、福祉や教育を専攻する大学生 ボランティア活動を経験した小中学生 様々な技能・特技を持つ退職高齢者 看護師、保健士、保育士の資格を持つ市民 社会福祉施設職員 活動を希望する市民	【支援体制】 町内自治会、社協地区部会、福祉団体などが推進体制を結成し、コーディネーターとして、人材募集、斡旋、育成計画、育成方法、住民への周知方法を検討する。 (継続のための工夫) ボランティア制度を継続化かつ活発化するために、ボランティア活動をした人には、ボランティア券を発行し、自分が頼みたいボランティアを募集する。 <u>拠点が必要となるため、行政との協議が必要。</u>			
地域活動指導員の創設 3 シニアボランティアの登録制度の創設 (名称変更) (44ページ)	身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいづくり、社会参加にも寄与する。	活動する高齢者の「シニアボランティア」登録制度をつくる。登録者にはワッペンを！ 防犯パトロール隊やウォーキングクラブ等の行事を考案し、参加を募る。 技術や特技を活かし、子どもたち(子ども会)に、昔の遊び、地域の歴史、囲碁や将棋、遊び道具の作り方、物づくりなどを指導する。 育児支援として、育児サークルに高齢者が参加し、お話を聞く会や悩みを相談できる場にする。世代間交流の機会にもなる。 放課後、町内会館などで、保護者が帰宅するまで小学生と一緒に過ごす。 日常的なゴミ出しなどの生活支援や話し相手になる。			地域活動の参加に意欲をもつ高齢者	【支援体制】 町内自治会や民生委員などが協力して、高齢者一人ひとりを支援するためのプログラムを作成することを検討する。 <u>ボランティア活動を行っている高齢者には登録を呼びかけ、ボランティア保険の適用が受けられるように指導する。</u>			
4 世話役さんの推せん (65ページ)	複雑多様化する家庭問題への対応が、ますます難しくなり、児童虐待やお年寄りの孤独死などが増え続けることで、民生委員への負担が非常に大きくなってきていることから、地域でできる工夫の一つとして、より多くの人が、できる範囲で、サポートするものである。	世話役さんの役目は民生員への連絡(橋渡し)である。 守秘義務のことが問題になっているが、その活動範囲は常識的なもの。 利用者の了解を得て、民生委員は世話役さんの仕組みを活用できる。 必要な研修は行う。 以下の項目は削除 50～100世帯に2人程度 資格認定は必要 気持ち程度の手当て			民生児童委員の補助的機能(橋渡し)を果たす。 以下の項目は削除 元気な高齢者・障害者のなかから選定・任命する。	民生委員・児童委員との関わりがあることから、担当部署と協議が必要。 <u>資格認定は必要ないが、民生委員の個人的な補助とならないよう、公的な登録が必要。</u> <u>研修をどこがおこなうのか関係部署との協議が必要。</u>			

3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う							
事業名	目的	事業内容	活動の範囲	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	優先順位	
						step1	step2
見守り推進協議会の設置 5 見守り体制をつくる (名称変更) (46ページ)	支援を必要とする人を日頃の付き合いのなかで見守り、災害時に備える。	<u>地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、日頃から見守る体制をつくり、安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に見守り体制が機能するようにする。</u> 見守り推進協議会の活動拠点として、見守り支援センターを設置する。自治会館や集会所を活用する。	町内会または、町内会より小さな単位とする。 見守りの対象 高齢者(得の独居)、 障害者、子育て中の親など	民生委員、地区部会、町内自治会、老人クラブなどが、その地域の状況に応じて組織化する。	ア 見守り対象者の把握 見守り対象者を把握する方法を慎重に検討する。 一覧表や住まいのマップ作成等、登録の仕方を検討する。 イ 通常時の見守り体制 誰が誰をどのように支援するのか、機能し易いサポートチームづくりを検討する。 本人からの支援希望内容を聴取する。 ウ 災害時の見守り体制 誰が誰をどのように避難誘導するのか、機能し易いサポートチームづくりを検討する。連絡方法や避難方法などのマニュアルを作成する。 本人の支援希望を尊重する。		
6 小地域防災活動 (47ページ)	自主防災組織や町内会の班や組を活用して、小規模な防災組織をつくる。7-1-4の町内自衛防災活動へ発展させていく。	防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シュミレーション、防災グッズ等の紹介や説明会、耐震住宅等の説明会などを必要に応じて実施する。 非常時の連絡先、家族の人数、お年寄り、小さな子ども、障害者など、災害弱者の有無を確認し合い、できれば調査票を持ち合い、いざという時に、ご近所で助け合えるようにする。	町内会よりも小さな単位	自主防災組織や町内会の班や組を活用する。 会社組織も加わることで、情報交換や防災訓練等への参加を通じて、地域との連携が深まる。	非常時の連絡先、災害弱者の有無を確認し合い、できれば調査票を持ち合い、いざという時に、ご近所で助け合えるようにする。 会社組織も加わることで、情報交換や防災訓練等への参加を通じて、地域との連携が深まる。 避難場所への誘導として、口頭だけでなく、紙に書いて誰でも分かるような、様々な工夫を考える。 避難場所への誘導として、口頭だけでなく、紙に書いて誰でも分かるような、様々な工夫を考える。		
7 すべての子どもを地域で育てる (組換え) (45ページ)	近所の子どもと顔見知りになるとともに、子どもの安全のための見守りにもなる。行事や総合学習に地域で協力できる人を、地域での人材として登録しておく。	ア 登下校時の児童に対して外に出て、声をかける。 イ 保育所、幼稚園、学校行事を地域に開放し、地域の人に広く参加してもらう。 ウ いきいきサロン、子育てサロン、育児サークルへ、地域住民が積極的に参加する。	町内会	地域住民			

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

2 交流の場と仲間づくり

1 高齢者の交流の場をつくる

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
							step1	step2
8 ウィークリーサロン (計画書 48ページ)	身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。	100~200世帯を単位に、社協の「ふれあいいきいきサロン」や「老人つどいの家」などの高齢者向けサロンを、 <u>地域で月に1回程度、計画的に開催し、徒歩圏内で、週に1回程度利用できるようにする。</u> <u>幼児、障害者の参加も呼びかけていく。</u>	徒歩圏内のいきいきプラザ、いきいきセンター、老人つどいの家、公民館、集会所など	週に1回程度	社協地区部会 町内自治会 民生委員 老人クラブ 子ども会・子ども会育成連絡会 世話役さん(新規4-3-1) 地域のボランティア などの担い手で構成する連絡会議をつくり、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。	ア サロン内容の検討 気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりを検討する。 (例)健康相談、健康・介護予防に関する講習会、血圧測定など、講師として、看護協会の看護師ボランティア、医師など。 イ 開催日の調整・広報 サロンの開催日を調整し、日程表を作成して地域で広報を行い、サロンに参加できるようにする。 <u>場所の確保について、行政との協議が必要。</u>		
9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動 (計画書 49ページ)	介護予防、ひきこもりの防止をかねた交流の場と機会を拡充する。 <u>ウィークリーサロンのメニューとしても活用。</u>		(クラブ活動内容) ウォーキング、体操、グランドゴルフ、ふれあいの散歩、転倒予防教室(運動機能訓練)	月に1回程度(内容により、頻度を増やすことも検討する。)	社協地区部会 老人クラブ 社会体育指導員 地域活動指導員(新規1-1-1) が中心となって、 <u>クラブづくりを推進する。</u>	クラブ活動の検討 お年寄りに人気のあるクラブ活動を検討し、地域で希望者を募集し、クラブ活動を運営、指導する。		

2 子どもと子育て中の親

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	優先順位	
							step1	step2
10 地域による子ども教室 (計画書 49ページ)	<u>地域のすべての子供たちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子供たちの健全育成を図る。</u>	子どもたちに、スポーツ、文化を学ぶ教室を開催する。なるべく親子で参加し、家庭でも実践できるようにする。中学生がゲストとして参加することも検討する。 <u>各種スポーツ教室のほか、お手玉、紙芝居、編み物、紙飛行機、語り、百人一首、囲碁、将棋など。</u>	小学校の空き教室、グラウンド、体育館など	月曜日から金曜日までの放課後。(終了時間は下校時の安全を考慮する) 土・日の実施も検討する。	地域活動指導員(新規 1-1-1) 学校 PTA 子ども会 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。	<u>行政側との協議事項</u> <u>教育委員会が放課後児童の居場所づくりのモデル事業として実施しているため、今後全校での実施に向けた教育委員会の方針に積極的に協力していく。</u>		
11 クラブ活動PR運動 (計画書 50ページ)	地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保する。	小学生を対象に、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。	学校、公民館、青少年センターなど	学校週5日制に対応した取組として、土・日を中心とする。	【PR運動の担い手】 学校、PTA、主任児童委員連絡会 子ども会・子ども会育成連絡会 地域のボランティア 町内自治会 などが連携し、運営協議会を設置する。	クラブが不足している地域については、地域内から担い手となる人材を確保し、子ども向けのクラブを増やすよう取り組む。 クラブの選定にあたっては、出来るだけ親子で十分話し合うことで、親子間の交流を深めることができる。		
12 子ども会の充実 (計画書 50ページ)	<u>学年をこえた子どもたちの交流の場を拡充する。</u>	子ども会が活性化することで、子どもたちの交流の場面が広がるものと考えられることから、子ども会を充実させるための取り組みを実施する。	学校、公民館、集会所など	学校週5日制に対応した取組として、月に1回程度	子ども会 地域のボランティア	(支援体制) 町内自治会の役割の中に、子ども会の推進を加えるなど検討を行い、町内自治会を中心に運動を盛り上げていく。		
13 子育て家庭への戸別訪問の充実 (計画書 51ページ)	<u>子育て家庭への訪問体制を充実させることにより、地域で安心して子どもを育てられるようにする。また、育児不安の解消、親のひきこもり、乳幼児虐待の予防を図る。</u>	ア 訪問回数の増を検討する。 イ 訪問の際に、育児サークルや子育てサロンへの参加を呼びかけるとともに、一緒にサロンなどへ同行して、スムーズに参加できるように導く。		3か月に1回程度	保健センター・地域保健推進員 地域のボランティア など	<u>行政との協議事項</u> <u>地域保健推進員が中心となっている事業の拡充を図るものであり、特に地域のボランティアを個別訪問することになるので、ボランティアの認定も含めて協議する。</u>		
14 子育てサロンの充実 (計画書 51ページ)	<u>子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。</u>	サロンの場の拡大 保育所(園)、学校の空き教室、子育てリラックス館や子どもルームの空き時間の活用手法なども検討する。	徒歩圏内の公共施設など	月に1回程度(地域の実情により実施する)から週1回程度に頻度増を目指す	社協地区部会 地域のボランティア 人材バンクに登録された子育ての専門家や経験者に協力を求める。	魅力あるテーマづくり 子育ての知識や、同じ悩みを持つ者同士の仲間づくりを、サロンに求めている人が多いことから、食事づくりや健康管理の仕方など、関心の高いテーマづくりを研究する。さらに、テーマに合った講習や検診などを行うほか、専門家の配置も検討する。		

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み								優先順位	
事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	step1	step2	
15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり (計画書 52ページ)	地域が学校に通う子どもたちと信頼関係を築き、子どもたちが気軽に悩みを相談でき、解決に導く仕組みづくり	市内の全中学校で、スクールカウンセラーが配置され、生徒の相談役になっているが、もっと気軽に、そこまで深刻にならないうちに、児童・生徒が相談しやすい仕組みをつくる。このことで、少しでも、引きこもりや不登校になる子どもを減らしたい。	小中学校		(先生の手助けとなるフォロー体制) 児童・生徒の保護者 民生児童委員 青少年育成委員 青少年相談員 青少年補導員 地域のボランティア などで体制を検討する	例えば、先生どうまいかない、仲間どうまいかない、勉強についていけない、家庭での出来事など、様々な状況が考えられることから、先生の手伝い役として、教室の中へ入り、授業にも参加して、少しでも生徒一人ひとりに対して、相談にのれるような体制づくりを検討する。 教育委員会では、関係機関が連携して、子どもたちの心の相談に当たっているが、保護者や地域との連携の大切さも認識しているため、今後、協力関係を構築していく。			
3 障害者の交流の場づくり									
事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	step1	step2	
16 イベントを通じた地域交流の推進 (計画書 52ページ)	障害種別に関わらず、地域住民の誰もが、多くのイベントに参加できるよう、障害者団体の横の繋がりを強化するとともに、広く地域住民に広報するものである。	ア 障害者団体の横の繋がりの強化 それぞれの団体が、それぞれ趣向を凝らしイベントを開催しているが、さらに、団体間の連携を図ることで、障害種別を超えた、多くの人が参加できることとなり交流が深まる。 また、映写会、カラオケ、クリスマス会、調理教室、音楽会、ソフトボール大会、バス旅行などの様々なイベントを輪番制で企画する。 イ 障害者団体が主催するイベントの広報の充実 個人的なつながりで声をかけるだけでなく、町内自治会の回覧板や市政だより(区のページ)に載せるなど、障害者団体と関係機関が連携し、広く地域住民に参加を呼びかける手法を検討する。	地域の公共施設	内容により頻度を検討する。	障害者団体 関係機関 地域のボランティア 町内自治会などで 連絡協議会を設置し、計画的な運営を行う。	連絡協議会を随時開催して、障害者の交流のためのイベントを企画立案する。主催団体は輪番制とし、地域のボランティアの協力も得て、多くの人が参加し、交流できる場にする。また、イベントの開催を、主催者と連携をとりながら、広く地域住民に知ってもらい、参加してもらうため、町内自治会が掲示板、回覧板を活用して広報する。			
17 学校における子ども同士の交流の推進 (計画書 53ページ)	幼いころから一緒に勉強したり、遊んだりしながら、自然な形で付き合うことができているならば、将来も同じ地域において自然な形で交流することができる。 そこで、毎日の学校生活の中で、障害児との交流の機会を充実させることが重要であると考え。	教育委員会では、障害児と健常児の交流の大切さを認識しており、特殊学級設置校では、総合的学習や行事で障害児との交流を行っているが、 ア 給食の時間や、体育、音楽などの授業と一緒に参加するなど、交流の機会を増やす イ 特殊学級や養護学校との行き来の機会を増やす。	毎日の学校生活		PTA 青少年育成委員	(支援体制) 学校が、これまでより交流内容を充実させていくためには、人的、物的条件を整備する必要があるため、特に、校外学習等で他の学校等との交流を行う際に、地域として支援体制を整え、学校と協賛する。			
4 世代を超えた、地域交流の場									
事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	step1	step2	
18 ドッキングプレイス (計画書 54ページ)	子どもから高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合える、こころを育てる場となるようなサロンのような「ドッキングプレイス」を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。 そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。	地域のエリアは、隣近所で顔を合わせ、徒歩圏内である、100~200世帯程度を小地域とする。 小地域単位に「ミニドッキングプレイス」を確保し、さらに小学校区単位に「ドッキングプレイス」を設け、小地域同士が交流できるようにする。	施設については、空き教室、公民館、自治会館、体育館、保育園の園庭、高齢者施設、旅館、銭湯、子どもルームの時間外使用や老人つどいの家、デパートの屋上、地域の神社・お寺など、地域実情に応じて活用する。		ア 活動者 現に活動している人を基本に、ボランティアで参加できる人をさらに確保し、小地域内で活動してもらう。 イ コーディネーター ミニドッキングプレイスごとに地域ボランティア等の中から選定する	ア 活動者 イ コーディネーター 地域内において、施設が足りているか、活動が鈍っていないか、必要な調整を行う。小学校区内を調整する役割の人も配置する。			

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

3 社会参加の推進

1 高齢者の社会参加を推進する

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
							step1	step2
19 社会福祉施設でお手伝い	高齢者の地域社会での活動の場を確保する。	定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者、また社会施設利用者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、社会福祉施設において、これまで蓄積した知識や経験を活かし、ボランティア活動に取り組む。	地域の社会福祉施設	週に1回程度	ア 定年を迎えたばかりの人 イ 比較的元気な高齢者 ウ 社会施設利用者	ア 施設入所者に対して 庭の手入れ、軽易な修繕、軽作業の補助、入浴後の整髪、囲碁の指導、話し相手など イ 地域の放課後児童の預かりの役割 ケアハウスの談話室などを、地域の放課後児童の一時預かりの場として活用し、紙芝居など、趣向を凝らした取組みを実施する。		

2 軽度の障害者の社会参加を推進する

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
							step1	step2
20 社会活動応援隊の結成	軽度の障害者が自ら働き対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する糸口とする。 【対象者】 本人自身で社会活動がうまくできない軽度の障害者、さらに引きこもりや不登校の生徒も対象とする。	社会活動応援隊を結成し、遊休農地を借り上げ、障害者とともに農作業を行い、また、生産物を販売する。 労働、生産物を販売、収入の確保によって、障害者の社会参加、自立促進を図る。	市内の遊休農地ほか		当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなど	農地の確保 JA農協や市からの情報提供により、遊休農地(特に水田)を開放してくれる農家を探す。 雨天時の対応について、ビニールハウスやその他の仕事の内容も合わせて検討する。		
21 ボランティアによる戸別訪問	【対象者】 作業所やデイケアにも行けず、社会から孤立して家にひきこもりがちな方で、家族による懸命な努力も、肉親であるが故になかなかうまく行かないケース。	家族の努力にもかかわらず、社会的に孤立している障害者を第三者による訪問を重ね、自然に社会参加への糸口をつくっていく。			当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる人(専門家を含む)などで、支援体制を検討する。	ア 第三者であるボランティアによる訪問活動と場への誘導 訪問を重ねるたびに、お互いの親密度が増し、しだいに外出へ気持ちを向けさせ、当事者に合った、行きやすい場を双方で話し合い、技術習得までの講座へ発展し、就労など、社会参加への糸口とする。 イ いきやすい場(講座、活動)のプログラム作成 当事者の趣味や特技を尊重し、音楽を聴いたり、体操をする簡単な入門編から、段階的にパソコンの助手や日常のお手伝い役までできるような教室への参加など、多彩なメニューを当事者一人ひとりに作成する。 ウ 活動成果の発表会 公民館やいきいきプラザなどにおいて、作品や活動状況、成果を発表し、広く一般の方に見てもらえる。		
22 地域内行事参加の啓発活動	地域で行われるイベントに、障害者が参加できるようなコーナーなどを設け、社会参加を促進する。	障害者週間に限らず、各種行事を開催する際に、地域内の障害者に参加への呼びかけを行うことで、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める。 行事(運動会)について、障害者が参加できるコーナー(種目)を設ける等の工夫を凝らす。			地域で開催される住民参加行事の主催者	支援体制 当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなど		

3 重度の障害者の社会参加を推進する

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	優先順位	
							step1	step2
23 障害者の雇用の促進		例えば、途中で視覚障害を負った人が、学校等で技術を習得したとしても、なかなか雇用されずに困っているなど、障害者が働きたくても雇用されずに困っている実態があることから、行政とともに、障害者の雇用推進のため企業等に積極的な働きかけや啓発といった運動を行う。			福祉団体、作業支援ワーカー、行政などによる共同体制を組織化する。 3-6-1のお仕事幹旋隊と連携する。	視覚障害者であれば、社会福祉施設での機能回復指導員や病院での療養患者の寝たきり予防訓練の補助、民間企業での「ヘルスキーパー」(企業内マッサージ)など、障害者の地域交流、社会参加、自立支援の観点からも地域で雇用先を拡大して、雇用の推進を図る。		

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

	24 雇用推進の広報の充実		<p>広報の充実 「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率や雇用義務などについて、行政における広報を充実させる。 また、地域住民においても、地域の企業に呼びかけ広報を支援する。</p>						
4 子育て中の親の社会参加を推進する									
	事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
	25 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する	<p>一時的な子育てを地域ぐるみで支援する 【対象者】 子育て中の親、特に、社会参加の第一歩目を踏み出そうとする人</p>	<p>地域で開催される文化講演会やIT講習などの講座、教室等に参加する際に一時的に子どもを預かる。</p>					step1	step2
5 閉じこもりがちな青年お社会参加を推進する									
	事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
	26 地域における若者自立支援運動	<p>閉じこもりがちな青年が増えていることは社会的に深刻な問題であり、身近な地域での課題としてとらえる。 【対象者】 働くことにも学ぶことにも踏み出せないニート、家族などごく限られた人しかコミュニケーションを持ってない引きこもり、意欲を持ちながらもそれがおもうようにならず苦悩している精神障害者など、社会参加が困難な若者</p>	<p>運動の第1段階は勉強会への参加 社会の入り口で立ち止まる若者の声なき声に耳を傾けることが、第一歩であると考え、 地域住民全体の問題として認識するため、各種勉強会に積極的に参加し、社会参加が困難な若者を生み出している背景を個別に理解した上で、地域全体で何かできることはないか、その取組みを見出そうとするものである。 運動の第2段階は呼び掛け ア ニートや引きこもりの若者への情報の提供、職業的自立への働き掛け ボランティア活動等無償の労働体験に関する情報等を提供する方法を検討する。町内掲示板などへのポスター掲示、ケイタイ電話Iモード配信など。 イ 地域の地元企業への若者向け就職窓口の門戸開放への働き掛け 専門機関への橋渡し 社会に踏み出せない若者のなかには、心の悩みを抱えている者もあり、地域で解決できないケースは、専門機関への橋渡しをおこなう。</p>			地域住民		step1	step2
6 社会活動の推進する体制づくり									
	事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 / 問題点・課題	優先順位	
	27 お仕事斡旋センターの創設		<p>本人自身で社会活動がうまくできない障害者などと、企業を結びつけるために、「ここまでならでき」と「ここまで仕事してほしい」とのコーディネートを行う。</p>	<p>区単位にするか中学校区単位にするか、範囲を検討してから、センターの場所を検討する。</p>		<p>コーディネーター役として、家族、NPQ、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなどで「お仕事斡旋隊」を組織する。</p>	<p>実態調査と交渉 ハンディを持つ方のその詳細な状況や、企業の希望など実態調査を実施する。 この調査をもとに、各企業への要望、交渉を行う。 人材バンク 様々な場面で活動できるように、双方の情報を登録・活用する。 求人広告 地域限定の求人広告を作る。</p>	step1	step2

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

4 人材の育成・地域の福祉力向上

1 福祉の心を喚起・啓発する取組み

事業名	目的	事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位	
						step1	step2
28 「地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供」 (61ページ)	地域社会で誰でも受講できる場と機会の提供	・福祉講座への参加呼びかけ ・当事者の講座への参加 ・「マニュアル」(4・3・4)の配置 ・初級講座とステップアップ講座 ・土、日に空き教室を利用して講座を開く ・男性、シニアの知恵・経験・技能の活用	町内、中学校区 自治会館 福祉施設	Vr養成講師 Vrセンター 地域生活支援センター 障害者家族会 町内自治会 社協地区部会	・地域での講座開催 ・市内で開催される講座、講演会、講習会等へ参加呼びかけ ・当事者、家族の講師、パネラー等として参加を呼びかけ ・マニュアルの作成、配布 行政		
29 「幼児期からの障害児とのふれあいづくり」 (62ページ)	障害者に対する理解を深める	・幼稚園等に障害児も通園 ・幼稚園での特殊組 ・交流カリキュラム(徐々に回数増)	幼稚園 保育所 託児所等	保育士等	・障害児受け入れ態勢をつくる ・交流のカリキュラムづくり ・徐々に交流の回数を増やし、継続する 行政側と協議		
30 「幼稚園から大学まで継続した障害者とのふれあいづくり」 (62ページ)	障害者に対する理解を深める	・障害者施設への訪問 ・イベントへの参加	福祉施設 障害者施設 集会所・空き教室	地域にいる専門指導員 登録ボランティア	・施設訪問受け入れ ・イベント等の企画、参加呼びかけ、広報(市政だより等)		
31 「市民のVr体験障害者と交流の機会をつくる」 (新規)	障害者に対する理解を深める	・地域にある障害者施設でVr体験し、障害者と交流する ・地域にある障害者施設を地域住民に開放 ・地域福祉活動に関する情報の発信	中学校区 福祉施設 障害者施設	施設職員 Vr 家族・当事者	・施設の市民への開放 ・施設でのVr体験 交流の機会を提供 ・地域の福祉活動情報の発信		
32 「市の条例をつくる」 (63ページ)	福祉のまちづくりの啓発 障害者への差別をなくす	「人にやさしい町づくり」条例 ・身障者駐車場の駐車違反者への罰則等 ・企業等の役割の明確化 障害者差別禁止条例の制定 ・障害者の社会復帰施設の設置に自治会の同意の不要	千葉市	行政			
33 「障害者の権利擁護活動」 (64ページ)	障害者の権利を護る	1. 実態調査と一般市民への周知 「人権パンフレット」の配布 2. 権利救済活動 - 地域ネットワークの形成 通報システムと保護、窓口1本化 3. 権利獲得活動 - 支援ネットワーク 当事者等 - 市民の交流 相談援助、権利を守る - 公的機関の責任	千葉市 地域生活支援センター	地域生活支援センターの相談員 人権サポーター	・実態調査と市民への周知、「人権パンフレット」の作成・配布 ・通報システムの確立と通報者の保護 ・窓口の一本化(相談、援助、調査、調整、勧告、改善等の活動) ・支援ネットワークの形成「人権サポートネット」 施設・民生児童委員・社協・家族会・当事者会・Vr団体等		
34 「建造物や公共施設のバリアフリーの町をつくる」 (新規)	高齢者、障害者等にやさしいバリアフリーの町をつくる	現行の法律・条例が適正かチェックし、現況に即した改正を働きかける ・屋外空間に関する「交通バリアフリー法」に基づく進捗度 ・公共建築物の「ハートビル法」に基づく進捗度 ・これらの各種指針・基準の適正チェック ・自治体の「福祉のまちづくり条例」の適正チェックと改正	千葉市	行政			
		バリアフリー、ユニバーサルデザイン面で基本チェック a. アクセシビリティ(使えること、通れること) b. 安全性 c. ユーザビリティ(利用者の身体を含む各種の条件に適合し、快適性の高いもの) d. 経済的妥当性	千葉市	行政	・経費負担の問題		

D分科会

基本方針4 人材の育成・地域の福祉力向上

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

2	幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり		事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位						
	事業名	目的					step1	step2					
35	「福祉施設や関係機関のネットワーク化」 (65ページ)	施設と地域が連携して地域住民の体験・交流の場づくり	地元の福祉施設等が連携して地域住民の体験講座や交流の場を持つ	中学校区 福祉施設等	社協地区部会 福祉施設職員 ボランティア								
36	「地域の障害者の自立支援体制をつくる」 (新規)	ひきこもり障害者の支援	・段階的に社会参加を促す活動を行う 個別訪問 ぶらっと寄る場所 友達会 音楽・パソコン教室 戸外活動	中学校区 家族会 福祉施設	医師・大学教授 Vr(学生等) 職員・家族	ひきこもり障害者等が対象 調査・プログラム開発・研修							
3	人材を育て、集める(育成・活用・確保)		事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位						
	事業名	目的					step1	step2					
	37	「世話役さん」 (65ページ)					民生委員のサポート	・民生委員のサポート役を募る ・研修・資格認定を行う(手当?) ・世話を受ける側が選ぶ	町内 町内会館	民生・児童委員 協議会(地区) 退職者・主婦等	・研修・認定 ・守秘義務、協力の範囲? 地域差 ・高齢者・傾聴Vr、介護相談員(Vr)		
	38	「町内ボランティアセンター」 (66ページ)					町内のVrを登録 活用する	・ボランティア人材バンクに登録 ・コーディネーターを置く ・ボランティア券の発行	町内 町内会館	町内会 社協地区部会 等で推進体制	・町内会で実施可能か? 難しい ・コーディネーター人材の確保? ・Vr券の発行等		
	38	「地域ボランティアセンター」 (66ページ)					地域のVrを登録 活用する	・ボランティア人材バンクに登録 ・コーディネーターを置く(有給?) ・地域福祉活動リーダーの養成・配置 ・地域福祉活動情報の発信 ・介護、サポートマニュアル等を常備	中学校区 公民館? 中学校?	社協地区部会 退職者(専門職) 福祉専攻学生	研修・体験 ・拠点の確保(行政の課題) ・コーディネーター人材の確保?		
	38	「中央区Vrセンター」 -3 (66ページ)					区内のVrを登録 活用する	同上	中央区 保健福祉センター	地域生活支援センター 保健福祉センター	・地域生活支援センターの設置		
	39	「公共施設等職員の研修講師の養成と派遣」 (67ページ)					公共施設等職員のレベルアップ	・福祉の意識 技量(介助、手話等)を講師が出来るレベルまで養成する ・「中央区講師資格証」の発行 ・ガイドヘルパーの養成機関等から派遣	中央区 公共施設 社協	社会福祉協議会 福祉施設職員 福祉団体	注)公共施設等: 百貨店、劇場、ホテル、駅、病院等 役所、公民館、図書館等 ・企業のバリアフリー度公表		
	40	「公共施設等職員の研修等」 (67ページ)					公共施設等職員のレベルアップ	・上記「講師」の派遣による研修 ・「介助等マニュアル」の作成と配布 ・技能職種(手話通訳等)の配置	中央区 公共施設 社協	「講師」 社会福祉協議会	・情報共有して体制つくる ・資格認定 - 福祉団体等		
	41	「福祉事業従事者の専門 技能強化とマンパワーの確保」 (新規)					福祉事業従事者のレベルアップ	・ホームヘルパー等養成課程に手話を追加 ・手話サークル(Vr)へ協力依頼する ・ケアマネージャー人材不足(質・量とも)の解決策検討	千葉市	行政	・2級ヘルパーには手話講習なし ・対応の仕方をまず習得せよ ・ケアマネージャー資格更新制(研修) ・ケアマネージャーの人間性 数不足		
42	「福祉事業者の体質改善」 (新規)	福祉事業者のレベルアップ	・民間事業者の基本となる福祉理念の徹底 ・高齢者グループホーム設置基準の強化	千葉市	行政	・利用者がサービス 施設を選ぶ ・第三者評価を厳しく ・苦情解決 - 運営適正化委員会							
43	「中央区地域福祉計画推進協議会」 (68ページ)	本計画のフォローアップ	本計画の実施に当たり、方法、進捗状況の確認・評価・分析等を行う (実践とフォローアップ)	中央区 区役所	計画推進協議会 計画推進員 自治会長等	・市の計画							

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み							優先順位	
5 相談体制、情報提供の場づくり							step1	step2
1 相談・情報センター構築(センターサテライト構想)								
事業名	目的	事業内容	活動の範囲	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制			
4.4 中央区相談・情報センター (センター的機能)		<p>ア 相談の受付・調整 専門的な相談から、一般的な心配事の相談まで、幅広く、相談を受け付け、解決に向けた具体的な提案・調整を行う。 ケースによっては、専門の機関への繋ぎを的確に行う。</p> <p>イ 福祉相談WEBサイトの構築・管理 相談・情報センターまで出かけられない方のために、千葉市のホームページに、福祉相談WEBサイトを構築し、過去の相談事例や最近の相談事例を検索できるようにする。</p> <p>ウ 情報提供 行政、民間、ボランティアなどが実施している施策や活動状況、福祉施設の設置状況など、あらゆる情報がわかりやすく、的確に入手できるようにする。</p>	保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口を拠点と考える。 相談体制については、土曜日の実施を検討する。	社会福祉士など、専門家の配置を検討する。	<p>区内に現在4箇所ある在宅介護支援センターや今後の地域包括支援センターとどのように連携を図るかを検討する。その他の関係機関との連携方法も検討する。</p> <p>体制づくり及び福祉相談WEBサイトの構築について、担当部署と協議が必要。</p>			
4.5 中学校相談・情報センター	誰もが気軽に相談できる場、情報を得られる場とする。 よろず的な相談も受け入れる。	<p>ア 市民便利帳に記載された内容の受け答え</p> <p>イ 民生委員や中央区相談・情報センターへの繋ぎ</p> <p>ウ 専門的な相談</p>	<p>身近な生活圏域である中学校区または小学校区を単位とする。</p> <p>公民館や小学校の空き教室等、地域の実情に応じ、既存施設を活用する。</p>	<p>民生委員、同じような問題を持つ人たちのセルフヘルプグループ等が相談者となる。</p> <p>アとイについては、4-3-2の人材バンクで登録されたボランティアが応援部隊として手伝う。</p> <p>ウについては、さらに、各地域の輪番制で社会福祉士などが巡回する。</p>	<p>社協地区部会、障害者団体、民生委員、町内自治会などが中心となり、体制をつくり、運営管理する。町内自治会との連携も検討し、関係機関との定期的な会議をもつ。</p> <p>拠点が必要となるため、担当部署と協議が必要。</p>			
2 情報が正確に伝わる								
事業名	目的	事業内容	活動の範囲	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	優先順位		
4.6 福祉マップ、福祉情報誌		<p>ア お年寄りに分かり易い、地域の居場所マップ。</p> <p>イ 地域の高齢者や障害者に関わる施設、関係機関のマップ。車椅子が通れる範囲を示すなど、様々な工夫を凝らす。</p> <p>ウ 住民や福祉施設の福祉活動状況、ボランティア団体などの人材や活動状況、マップなどを盛り込んだ情報誌の作成を検討する。</p> <p>エ 子育て支援サービスの実施施設や関係機関などのマップ。</p> <p>オ 地域ごとの作成を検討する。</p>		行政、地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、社会福祉協議会、障害者団体などが連携して推進体制を構築し、掲載内容などを検討する。	作成経費が必要となるため、担当部署と協議が必要。			

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

	<p>4.7 わかりやすい情報の集約</p>	<p>内容 ア 各情報伝達手段の役割分担の明確化 (ア) ちば市民便利帳(くらしのガイド) 千葉市の福祉に関する情報は、すべてこれに掲載することを基本とし、各家庭に保存版として置く。 (イ) ちば市政だより 市民便利帳に掲載されていない最新情報や、期間限定情報を掲載する。 市民便利帳の記載内容に変更があった場合には、その内容を掲載する。 (但し、市民便利帳に貼り替えられるように、対応するページを表記した記事にする。) (ウ) 町内自治会回覧・掲示板 ちば市政だよりに掲載しきれない内容量の、最新情報や期間限定の情報を掲載する。 (工) 千葉市ホームページ (ア) ~ (ウ) の情報をすべて掲載する。 イ アを利用できない人に対しては、次の人が情報を探す相談にのる。 ・ 民生委員や町内会各種役員 ・ 行政 ウ 公共施設に、ちば市民便利帳・ちば市政だよりに記載された項目のパンフレットや資料を配備するとともに、千葉市ホームページからその情報の発信元サイトへリンクさせる。 エ 行政はこれらのことについて、広報に努める。</p>	<p>行政が作成しているものについては、担当部署と協議が必要。</p>		
--	------------------------	---	-------------------------------------	--	--

D分科会

基本方針6 福祉教育の推進

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

6 福祉教育の推進(人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくしていく)

1 学校での取組み							
事業名	目的	事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位	
						step1	step2
48 「学校での福祉教育」 -1 (73ページ)	子供の頃からの体系的な人権学習を根底においた福祉教育の推進	・総合学習でVr体験学習、障害体験や介助方法の習得等 ・福祉施設等に行き障害者と交流する ・ふれあいトーク(児童、親子、教職員) ・校内でPTAを対象とする福祉講座の実施	幼稚園等 小学校 中学校 施設	教職員 施設職員 当事者・Vr 専門指導員	・ふれあいトークは児童、親子、教職員を別々に実施		
48 「普通学校での障害児 -2 教育の実践」 (新規)	同上	・普通学校と養護学校の統合 ・普通学校での障害児教育	小・中学校 養護学校	教職員・施設職員 当事者・Vr 専門指導員			
2 家庭での取組み							
事業名	目的	事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位	
						step1	step2
49 「家庭での福祉教育」 (74ページ)	障害者等の人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見・差別をなくす	・「福祉教育ハンドブック」の配布 ・PTAの集まりでの学習	小・中学校区 家庭	両親、祖父母等	・経費負担の問題 ・低学年・高学年用を分ける ・子育て、しつけも含む内容		
3 地域での取組み							
事業名	目的	事業内容	活動の範囲 拠点・場所	担い手 コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制 養成方法 / 問題点 / 備考等	優先順位	
						step1	step2
50 「地域での福祉教育」 (74ページ)	地域住民の介護力、福祉力の向上、福祉活動への理解と参画	・福祉施設でのVr体験学習 ・福祉施設での福祉講座 ・生涯学習センターや公民館でのVr教室 ・町内会、社協の部会等の会合時に講座を開く	小・中学校区 福祉施設	地域住民 施設職員 町内自治会	・福祉施設におけるVr活動(小中学生も参加) ・福祉施設における教育講座の開催 福祉施設と町内自治会等で推進体制を検討		

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み

7 人にやさしい生活環境づくり

1 防犯・防災体制づくり

事業名	目的	事業内容	場所	頻度	担い手・コーディネーター	担い手等の役割・機能 / 支援体制	優先順位	
							step1	step2
51 学校安全ボランティア活動の推進	教育委員会が取り組んでいる「学校安全ボランティア(セーフティウォッチャー)」に、多くの住民が参加するよう地域としてもその促進を図っていく。 【対象者】 登下校時の児童・生徒	実施内容 通学時間帯に合わせて、通学路に人を配置して、児童・生徒が安全に通学できるようにする。 学校の校庭等の見回りについても、将来的な活動目標として、学校側と調整を進める。			町内会、PTAなどが実施体制をつくり、学校、教育委員会と連携を図る。			
52 防犯安全運動の推進		ア 学校や警察が開催する安全講習会や防犯教室、さらに暴漢撃退法などの訓練会場へ、親子または地域住民が積極的に参加できるように、広く呼びかける。 イ 青少年育成委員会が実施する「子ども110番の家」の存在を地域に広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう啓発するとともに、地域で行われる行事等において、子どもたちにも周知する。			児童・生徒とその親 地域住民			
53 地域防犯パトロール		地域内のパトロールのほか、防犯上の問題点を点検し合い、地域の安全性を高め、犯罪の未然防止を図る。 継続させるための様々な取組みを班ごとに検討する。(例示) ア 徒歩、自転車、車でパトロールをする。音楽を流しながら車まわる。 イ 聴覚障害者の人にも分かるように音だけでなく、「パトロール」の表示が必要。 ウ 防犯パトロール時にステッカー、たすき、防犯プレート、腕章等をつける。犬の散歩や買い物に出掛ける時など、みんなが付けて歩き、防犯の意識を高めていく。 エ 町内によって色を変えると町内の人かどうかが区別がつく。		学童が下校する15時から17時と夜間の19時から21時を基本に、実施日やコースを班ごとに検討する	町内自治会、PTA、子ども会等で組織化し、小さな区域ごとに10人程度の班を編成し巡回する。	支援体制 市の防犯パトロール隊支援事業との連携を図る。		
54 町内自衛防災活動		防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズ等の紹介や説明会、耐震住宅等の説明会 ア 町内自治会単位に、年1回は必ず実施することとし、年間行事を定めたものを各世帯に配布・周知する。 イ 1-2-2の小地域防災活動での取組みが発展したような活動になるよう、町内としての連携をはかる。 ウ 小地域防災活動で把握している、非常時の連絡先、家族の人数、お年寄り、小さな子ども、障害者などの災害弱者の状況を、町内としてどのように活用するか慎重に検討する。 エ 地域の中に手話通訳できる人も必要。 オ 避難場所については、紙に表示することで、誰でも分かるようになる。	町内自治会単位に、企画・実施。					

平成17年度 中央区地域福祉計画策定スケジュール

